

米沢市指定管理者制度導入方針

平成17年7月制定
平成27年3月最終改定

第1 趣旨

～管理委託制度から指定管理者制度へ～

公の施設の管理については、平成15年の地方自治法の改正により、従来公共的団体等に限定されてきた管理委託制度から、民間事業者を含む団体を地方公共団体が指定する指定管理者制度に転換されました。

この指定管理者制度の趣旨は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間等の能力を活用しながら、住民サービスの向上に努めるとともに、経費の節減を図ることを目的としたものです。

このため、今後の公の施設の管理については、市が直営で行い、個別に業務を一部委託する方法と指定管理者に管理を任せる方法とのいずれかを選択することとなります。

以上の点を踏まえ、本市が設置する公の施設について、その管理をどのように行うかの方針をこの指針として示すものです。

第2 対応方針

1 基本的な考え方

従来、管理委託制度を採ってきた公の施設については、その設置の目的を効果的に達成するため、管理を委託していたので、基本的には指定管理者制度を採ります。

また、管理を直営で行っている施設についても、学校、道路などの個別の法律で管理主体が市とされているもの、指定管理者に移行できる条件が整わないものなどを除き、指定管理者制度を積極的に採り入れていきます。

指定管理者導入については、施設ごとに次の観点を総合的に判断していきます。

(1) 住民の利便性

民間等の能力、ノウハウ等を活用することで、施設を効果的かつ効率的に運営することができ、住民サービスの向上を図ることができるか。

(2) 経費の節減

直営で行った場合と比較して経費節減を図ることができるか。

(3) 業務の一括委託

施設の使用許可及び施設・設備の維持管理に必要な各種業務を一括して行わせることができるか。

2 選定の方法

指定管理者の選定は、原則として公募としますが、制度導入による影響等を勘案して、公募によらない選定も可能とします。

(1) 公募により指定管理者を選定する施設

現行の管理委託施設及び直営施設のうち、民間企業のノウハウ等の導入により、市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が期待できる施設については、公募により指定管理者の選定を行います。

(2) 公募によらないで指定管理者を選定する施設

次の理由により、従来 of 管理の委託先等を選定します。

① 地域コミュニティの推進を図る施設

地域住民の利用又は地域の特性を活かした地域密着型の施設で、当該地域住民が組織する団体等の地域の活力を積極的に活用することにより、事業効果が期待できるもの。

② 専門性の確保が必要な施設

事業内容により専門性が必要とされる施設で、事業の継続性、実績等から引き続きこれまでの委託先を選定することが適当であると判断したもの。

③ 利用者の利益保護が必要な施設

サービスの利用者の利益保護が優先される施設で、環境の激変が利用者の心理面等に著しい悪影響を及ぼすおそれがあるので、これまでの委託先を選定することが適当であると判断したもの。

④ 市の政策上の必要性から指定する施設

これまでの受託団体等の設立及び委託の経緯を踏まえ、当該団体等による管理運営が最適であると判断したもの。

⑤ 当面現行の委託先を指定する施設

指定管理者への移行を円滑に行うため、当面現行の委託先を指定し、一定期間経過後の公募等を検討する施設

⑥ その他公募により選定することが適当でないとする施設

第3 選定の手続

1 選定についての考え方

指定管理者の選定に当たっては、次の考え方を基本とします。

(1) 選定は、原則として施設ごとに行います。

(2) 複数の施設を一の指定管理者とした方が効果的である場合は、複数の施設を一の指定管理者として選定することができます。

(3) 選定は、原則として公募により募集した団体から行います。ただし、次の場合は、公募によらない選定を行うことができます。

- ア 緊急を要し、公募する暇がない場合
- イ 応募する団体がなかった場合
- ウ 応募した団体に指定管理者として適当な団体がなかった場合
- エ 特に市長が必要と認めた場合

(4) 公募を行う場合は、次の方法により行います。

- ア 必要に応じて特別の条件を付することができます。
- イ 周知方法は、広報紙や市のホームページを幅広く活用します。
- ウ 必要事項を記載した募集要項を作成します。
- エ 周知期間は、原則として2週間以上とします。
- オ 庶務は、当該施設を所管する課で処理します。

2 指定期間

指定管理者の指定期間は、原則5年とします。ただし、特別の事由があると認める場合は、期間を短縮することができます。

3 申請者の資格

指定管理者の募集に応募できるものの資格は、次のとおりとします。

- (1) 過去1年以内に国又は本市その他の地方公共団体から一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (2) 過去1年以内に本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
- (3) 会社の更生手続開始、再生手続開始等の申立てがなされていないこと。
- (4) 団体の代表者が成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者でないこと。
- (5) 団体が法人の場合にあっては当該団体が、法人でない場合にあっては当該団体の代表が納めるべき税及び公共料金を現に滞納していないこと。
- (6) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (8) 地方自治法に基づく議員等の兼業禁止規定に抵触することとなる団体でないこと。
- (9) その他市長が必要と認める事項

4 候補者の選定方法

公募により、指定管理者の候補者を選定する場合は、公正性及び公平性を確保するため、次により行います。

(1) 審査の方法

応募者の中から指定管理者の候補者を選定するため、「指定管理者の候補者の選定に係る審査要領」を別紙のとおり定め、施設ごとに外部有識者を交えた審査員により審査を行います。

(2) 選定基準

審査は、「指定管理者の候補者の選定に係る審査要領」（別紙）第3に規定する基準に基づき施設ごとに定める「指定管理者選定における審査基準表」に掲げる各審査項目について審査し、選定基準表のA・Bの候補者を合格とし、且つ、応募団体が複数の場合は最上位の団体を選定し、合計得点が配点合計の6割に満たなかったCの場合は、指定管理者の候補者として選定しないこととします。

また、応募団体の全てが配点合計の6割の基準を満たさなかった場合は、最上位団体のそれぞれの審査項目の中で改善を図ることができる部分について見定め、6割の基準を超えるように団体に指導を行います。指導後、改めて、審査員による再審査を行い、結果、6割の基準を超えた団体を選定することとします。

選定基準					合 否	区 分
配点合計	400点	380点	360点	340点		
A	320～400点	304～380点	288～360点	272～340点	○	十分な受託能力がある
B	240～319点	228～303点	216～287点	204～271点	○	受託能力がある
C	239点以下	227点以下	215点以下	203点以下	×	受託能力に疑問がある

*配点合計は施設により異なり、400点・380点・360・340点の4段階の配点合計（審査基準表の配点合計100点・95点・90点・85点×4人(審査員)）

(3) 選定

市長（教育長）は、審査員による審査の結果を尊重した上で、指定管理者の候補者を選定します。

(4) 選定結果

選定の結果は、仮協定の締結後、応募者に対し速やかに通知するとともに、ホームページなどで公表します。

※なお、公募によらないで候補者を決定する場合でも、企画提案書等の提出を求め、施設の所管課において指定管理者としての適否を審査します。

5 指定管理者の決定

候補者として選定されたものは、議会の議決により指定管理者となり、協定を締結します。

第4 利用料金制度

「利用料金制度」とは、公の施設の管理運営に当たって、管理受託者の自主的な経営努力を発揮しやすくするとともに、地方公共団体及び管理受託者の会計事務の効率化をも図るため、公の施設の利用に係る料金を管理受託者の収入として収受させる制度で、平成3年の地方自治法の改正により創設されました。管理委託制度から指定管理者制度へ転換された今日においても、利用料金制度は継続されており、全国の多くの自治体で導入しています。

本市においても、指定管理者による創意工夫に満ちた公の施設の管理運営をさらに進め、市民サービスの向上と事務処理の軽減を図るため、次のとおり利用料金制度を導入していきます。

1 利用料金制度の導入

(1) 使用料の規定がある公の施設のうち、公募により指定管理者を選定する施設については、利用料金制度を導入します。ただし、例外として次の施設については、利用料金制度を導入しません。

※ 法令の制限等により、施設の運営に指定管理者の工夫の余地がない施設

(2) 使用料の規定がある公の施設のうち、非公募により指定管理者を選定する施設については、基本的に利用料金制度は導入しないものとします。ただし、この取扱いは、指定管理者との協議、同意を経て利用料金制度を導入することを妨げるものではありません。

2 施設の管理運営経費

指定管理料と利用料金収入の併用とします。

【指定管理料＝施設の管理運営経費見込み額－利用料金収入見込み額】

3 利用料金収入見込みの算出方法

原則として次の数式で算定する額を基本にします。なお、施設の利用状況に特殊な事情があれば勘案します。

【利用料金収入見込み額＝更新時直近5年間の使用料収入平均】

4 指定管理料の精算

これまで同様、原則として行いません。ただし、施設の改修など指定管理者の責めに帰さない理由で利用料金収入が大幅に落ち込んだ場合は、別途対応を検討します。

5 利用料金制度導入時期

指定管理者の更新時からとします。なお、非公募施設において指定管理者と協議し、同意があった場合には、指定管理期間の途中からでも導入することは可能とします。

6 見込み以上に得た利用料金収入の取扱い

施設における市民サービスの向上に充てるよう努力義務規定を仕様書や協定書に設け、努力を求めます。

7 利用料金制度導入に係る施設の設置管理条例の改正

更新事務開始前の直近の定例会に一部改正条例案を上程します。

8 利用料金額の設定

基本的に現在の使用料の額を上限とし、指定管理者が設定した額を市が承認することとします。

9 利用料金の減免、返還

市が基準を定め、これに基づき指定管理者が自己の名と責任で行います。

指定管理者の候補者の選定に係る審査要領

(趣旨)

第1 この要領は、公募による指定管理者の候補者の選定に係る審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査員)

第2 指定管理者の候補者の選定について、事業計画書等の審査を行うため審査員を置く。

2 審査員は、一の公募について、職員2名及び職員以外の者2名の計4名を置くものとする。

3 職員の審査員は、次の各号に掲げる公募の区分に応じ、当該各号に定める職員を充てるものとする。

(1) 一の施設の指定管理者の候補者を公募で選定する場合又は複数の施設の指定管理者の候補者を一の公募で選定する場合であって、当該施設を所管する課が同一であるとき。 当該施設を所管する部長及び課長

(2) 複数の施設の指定管理者の候補者を一の公募で選定する場合であって、当該施設を所管する部の数が2であるとき。 当該施設を所管する部長

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 別に定める。

4 指定管理者への応募を予定している団体の役職員又はこれらの者の父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹など、公正な審査を期する上で支障が生じ得ると認められる者には、審査員は委嘱しない。

5 審査員には、審査の終了までの間、応募を予定している団体等との接触を極力控えるよう要請するものとする。

6 審査員には、個人情報保護及び応募者の競争上の地位の保護等に配慮した対応を要請するものとする。

(審査の基準)

第3 審査の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設の設置目的の理解

(2) 利用者の平等な利用の確保

(3) 施設の効用の発揮

(4) 管理を安定して行う物的及び人的能力

(5) 地域や地元への貢献

(6) 経費の節減

(7) 施設で行う自主事業など当該施設の実情に応じて必要な事項

(審査の方法)

第4 審査は、第3に規定する基準に基づき施設ごとに定める「指定管理者選定における審査基準表」に掲げる各審査項目について、提出された事業計画書等の書類審査及び聴き取りによる審査により、各審査員が審査点を付して行うものとする。

2 前項の審査の結果から、各審査員の審査点の総合計により順位を付す。ただし、各審査員の審査点の総合計の最も高い応募者が複数あったときは、全審査員が投票にて順位を決するものとする。

(庶務)

第5 審査に係る庶務は、指定管理者を指定しようとする公の施設を管理する課等において処理する。

附 則

この要領は、平成18年7月26日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要領は、平成19年7月17日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要領は、平成20年8月11日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要領は、平成23年4月20日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要領は、平成24年5月30日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要領は、平成25年7月23日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要領は、平成27年3月30日から施行する。

指定管理者選定における審査基準表（標準）

選定基準	審査項目	審査の視点	配 点						
			5	4	3	2	1	0	
(1) 利用者の 平等な利用 の確保等	①利用者の平等な利用 の確保	平等な利用の確保のための方策(公の施設の設置目的の理解等)は十分か	20	5	4	3	2	1	0
	②利用者に対するサービス の向上	利用者等の要望、意見等を迅速に反映させる方策がとられているか		5	4	3	2	1	0
		利用者のトラブルの未然防止と対処方法は十分か		5	4	3	2	1	0
		サービス全般について定期的に評価し、改善に結びつける方策があるか		5	4	3	2	1	0
(2) 公の施設 の 効用の発揮	①効用の発揮	事業計画の内容が、具体的・現実的であり、かつ、創意工夫が見られるか	20	5	4	3	2	1	0
		施設の利用を促進させる方策(宣伝、広報等)がとられているか		5	4	3	2	1	0
		地域や関係団体との連携(交流、協力等)に対し、積極的で具体的な方策があるか		5	4	3	2	1	0
		防犯・防災・緊急時の対応にかかる取組みは的確で、事故防止にも取り組んでいるか		5	4	3	2	1	0
(3) 管理を安定して行う 物的及び 人的能力	①施設の適切な運営	施設や設備の維持管理計画は適切であるか	25	5	4	3	2	1	0
	②人的能力	適切な人員や有資格者を配置し、十分な育成・研修体制は講じられているか		5	4	3	2	1	0
	③労働条件等	管理運営に従事する職員の労働条件や労働者福祉の取組が適切であるか		5	4	3	2	1	0
	④個人情報保・情報公開	個人情報保護及び情報公開への取組みは適切か		5	4	3	2	1	0
	⑤経営能力	収支計画は事業計画との整合性が図られており、かつ、実現可能性はあるか		5	4	3	2	1	0
(4) 施設管理 に関するその 他の 要件事項	①提案等	新たなサービス展開に向けた提案等があるか	20	5	4	3	2	1	0
	②自主事業	自主事業の内容が施設の設置目的に合致しており、かつ、利用者にとって魅力的なものか(施設の内容により、自主事業の設定が無い場合は自主事業の項目を削除し、下記③④と同様に施設に応じた項目を担当課で)		5	4	3	2	1	0
	③	(施設に応じた項目を担当課で記載)		5	4	3	2	1	0
	④	(施設に応じた項目を担当課で記載)		5	4	3	2	1	0
(5) 地域や 地元への貢 献	①地域や地元の活用	管理運営に当たり、市内の企業等の活用や市民の雇用に積極的に取り組むか	10	5	4	3	2	1	0
	②福祉対策の実施	高齢者や障がい者の雇用に積極的に取り組むか		5	4	3	2	1	0
(6) 管理に係る 経費	①管理に係る経費(自主事業に係る経費を除く。)の縮減	{1-(提案価格/提示価格)}×50 ※上記計算結果の小数点以下は、四捨五入とする。また、計算結果が5点以上の場合、点数を5点とする。	5	5	4	3	2	1	0

【審査項目の評価内容】

評価内容	区 分
5	優れている（高度な能力を有している）
4	やや優れている（十分な能力を有している）
3	普通（一定の能力を有している）
2	やや不十分である（多少能力が乏しい）
1	不十分である（能力が乏しい）
0	劣っている（能力がほとんど無い）